

本会議のあらまし

平成29年館林市議会第3回定例会は、9月1日から20日までの20日間の会期で開かれました。

この定例会に市長から提案された議案等は、諮問1件、報告1件、議案10件で、審議の結果、いずれも原案のとおり同意、可決、認定されました。その他、議員提出議案1件の審議が行われました。

人事案件

▽人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

てⅡ人権擁護委員の櫻井博さん(松沼町)の任期が、本年12月31日をもって満了となることから、引き続き推薦したいとして、人権擁護委員法の規定により、議会に対し意見を求められたもので、推薦につき全員一致で同意されました。

▽教育委員会委員の任命について

Ⅱ教育委員会委員の谷田川敏幸さん(台宿町)の任期が、本年9月30日をもって満了となることから、引き続き任命したいとして、

条例の改正

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求められたもので、全員一致で同意されました。

▽館林市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

Ⅱ人事院規則(職員の育児休業等)の一部改正に伴い、「育児休業の再度の取得ができる特別な事情」及び「育児休業期間の再度の延長ができる特別な事情」に、待機児童を要件に加えるため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

Ⅱ「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令」の施行及び「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第7次地方分権一括法)」による「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部改正に伴い、子どものための教育・保育給付に係る支給認定証の任意交付化に伴う受給資格等の確認手続の見直し等を行うため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

Ⅱ介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターの職員としては、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の三職種が配置されなければならないとされているが、そのうち、主任介護支援専門員については、5年ごとの更新研修が導入され、主任介護支援専門員研修の修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限り、といった主任介護支援専門員の定義を明確化するため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

条例の廃止

▽館林市7・27竜巻被災者支援条例を廃止する条例

Ⅱ本条例は、平成21年7月27日に発生した竜巻の被災者の生活再建支援として、住宅等改修費の助成をする被災者支援金の支給及び復旧に要する資金として救済資金の貸付けを行うために制定したもので、被災者支援金の支給事務は平成23年4月に、救済資金の貸付事務は本年2月に、それぞれ完了したことに伴い、本条例を廃止しようとするもので、全員一致で可決されました。

その他の議案

▽市道3364号線の路線認定について

Ⅱ民間の開発行為により加法師町地内に新設された路線を認定しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽岡野幹線排水路整備工事請負契約の締結について

Ⅱ東武鉄道佐野線の南北における岡野町付近の排水問題の解消及び群馬県施行の都市計画道路3・4・7西部一号线立体交差アンダー部のポンプ排水の受入れのために、幹線排水路整備工事(内径2m×高さ1m及び1・8m×1mの扁平断面のボックスカルバートの水路を、173・1m整備)

